

育児休業手当金の支給期間について

育児休業手当金は、育児休業を取得している期間のうち
育児休業にかかる子の 1歳の誕生日の前日まで支給されます。

※パパママ育休プラス制度を利用する場合

配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業を取得している場合、組合員の育児休業手当金の支給対象期間が 1歳2か月の前日までとなります。

ただし、支給期間は最大で 1年間です。(母親の場合は出産日および産後休暇を含めて1年間)

保育が実施されないために支給期間が延長できる場合

職場に復帰するために保育所等の入所を希望したが、1歳の誕生日に入所できない場合は例外として支給期間を延長することができます。

支給期間延長の要件

- ① 1歳の誕生日の前日までに入所申込を行っている。
- ② 入所希望日は 1歳の誕生日以前としている。
- ③ 入所ができず 待機児童となった。

要件は毎月確認します！



ご注意ください！

当初から1歳を超える期間の育児休業を取得している方でも要件を備える場合は、支給期間延長の対象になりますが、1歳の誕生日以降は「職場に復帰するため」に引き続き保育所の入所を希望し、待機児童になっている場合に限りです。

支給期間延長の請求手続き

<請求時期>

請求期間の末日以降にひと月ごとに請求してください(例:5月休業分は6月に請求)。

<請求書の名称>

育児休業手当金【支給期間延長】請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

<添付書類>

「保育所不承諾通知(入所保留通知書)」など、申込日、入所希望日、請求期間において待機児童であることがわかる書類を毎月市区町村に交付を依頼し、請求書に添付してください。

※市区町村から交付されない場合は「保育待機状態証明願」(共済組合の様式)に証明を依頼してください。